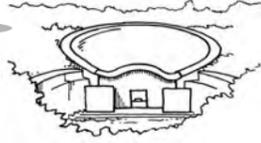


墓地等の設置は事前に許可をとりましょう！



今年は「ユンジチ」にあたるため、墓の建築を考えている方も多いでしょう。墓地（墓）の設置には「墓地、埋葬等に関する法律」により県知事の許可が必要です。町では墓地の散在化、墓地の無縁化を防ぎ有効な土地利用や景観等に支障をきたさないよう事前調整をお願いしています。町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

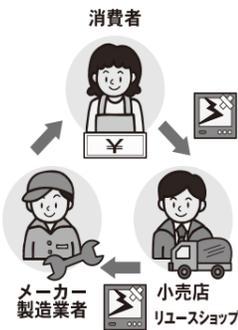
お問い合わせ 総務部町民生活課（環境保全係）☎945-5018
南部福祉保健所（西原町管轄）☎889-6799

家電を捨てる際は不用品回収業者に依頼しないで！

～あなたの安易な行動が環境汚染につながっています～

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）はできるだけ長く使用し、使い終わったら適正にリサイクルしましょう。不適切な出し方をすると、深刻な環境汚染を引き起こすおそれがあります。豊かな自然と人々の生活を守るために、下記の点にご留意願います。

1. 家電4品目を捨てる時は、不用品回収業者に依頼しないでください。
2. 使い終わった家電4品目は、家電リサイクル券を購入して適切にリサイクルしましょう。（資源として再生利用）※家電販売店など
3. まだ新しく十分使える家電製品は、信用できるリユースショップに買い取ってもらいましょう。（中古で再使用）※古物商許可要
※廃棄物の取扱には市町村の許可証、中古の場合は古物商許可が必要になります。
※通常の廃棄物も許可なく収集することはできません。ご注意ください。
環境汚染と不法投棄防止に町民のみなさまのご協力よろしくをお願いします。



お問い合わせ 総務部町民生活課（環境保全係）☎945-5018

平成23年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について

I. 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求は22件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では行政一般関係が12件、都市計画・開発関係が10件となっています。また、実施機関別では町長部局19件、教育委員会3件となっています。
- (3) 月平均の請求件数は1.83件です。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求	公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	不服申立
22	9	6	6	1	0	1

II. 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 自己情報に関する請求は4件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報取扱業務の届出は2件です。
- (3) 個人情報の目的外利用等の届出は29件で、その内訳はすべて外部提供となっています。

表2 個人情報（開示・訂正・削除・中止）の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立
4	3	0	0	1	0	0	0	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



雨水

を利用してみませんか！

—雨水利用促進助成金交付制度—

西原町では、洪水の防止・防災対策として平成14年度から住宅での雨水タンクの利用を呼びかけています。雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。

これは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることによって、一気に大量の雨水が川へ流れ出ないようにと考えられたものです。

貯まった水は、水洗トイレや洗車・家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

水事情に厳しい沖縄だからこそ、ぜひこの制度を利用して節水にも努めたいですね。



助成金交付制度の内容

町内において雨水タンクを設置する方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。助成金の申請は、**5月31日(木)**まで受付期間とし、予算を超える申請者がある場合は抽選会で決定します。（受付期間終了後に申請者が予算を超えない場合は予算の範囲内で、随時先着順で受付します。）

助成対象施設等

雨水利用のための雨水タンクの設置又は下水道への接続により不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事で、タンクは1基の有効貯水量1㎡以上とし、1世帯（同居世帯は1世帯とみなす）につき1施設とします。

助成金の交付額

助成金の交付額は、雨水タンクの設置又は改造工事1件につき50,000円とします。ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合は、その要した費用の額を助成金の交付額とします。
※重複して交付を受けることはできません！

お問い合わせ／建設部 土木課 計画係 ☎945-4415（内線302）

「子ども手当」は「児童手当」へ名称が変わりました

平成24年4月より、「子ども手当」は「児童手当」へ名称が変わりました。手当額については、平成24年3月までと同じです。また、6月には「現況届」の提出が必要となります。所得制限により、6月分（10月振込予定）から手当額が変更になる場合があります。

「現況届」について

1. 受付期間：平成24年6月の第3週を予定しています。詳しくは広報にしはら6月号でお知らせします。
9:00～11:30、13:30～17:00（ただし土曜・日曜を除く）
2. 受付場所：西原町役場 第5庁舎会議室
3. 持参するもの：
 - ・現況届通知書（受付期間前に送付予定）
 - ・受給者の印鑑（シャチハタ印では受付できません）
 - ・厚生年金等加入の方は、受給者の保険証の写し
4. その他必要書類：
 - ・養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の本籍と続柄の記載のある住民票（特別）謄本（1通）。
 - ・平成24年1月2日以降に西原町に転入した方は前住市町村で発行された『平成24年度児童手当用所得証明書』。
 - ・外国人登録証がある方（受給者と子）は登録証。



お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311（内127）